

●健康手帳の交付 (無料)

各種けん診、健康相談時に、けん診実施機関および健康増進課で交付します。
厚生労働省のホームページより、印刷していただくこともできます。
けん診結果等を記録し、健康管理に役立てていただくための手帳です。



●節目歯科健康診査

6月～翌年3月に実施歯科医療機関で行います。

対象となる方 20・30・40・50・60・70歳 (令和7年4月1日現在)

受診料 1,000円 (※下記①③の方は無料)



●各種検診 (対象年齢の基準を受診年度3月末日の年齢とします。)

各検診の部位において、自覚症状のある方、治療中あるいは経過観察中の方、検診を受ける際に必要な体勢がとれない方、がん検診の結果が要精密検査の場合、精密検査を受けることが困難な方は原則受けることができません。

※社会情勢等の理由により、各種検診が中止となる可能性があります。

【個別検診】 集団検診も実施しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。



種 類	対象者	受診料・実施の方法
胃がん (胃バリウム検査)	50歳以上	2,300円 (※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
胃がん (胃内視鏡検査)	50歳以上	3,100円 (※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
大腸がん	40歳以上	500円 (※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
肺がん・結核	40歳以上	700円 ★喀痰検査が必要な方は合計1,500円 (※下記①②の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
乳がん	40歳～49歳の女性	2,000円 (※下記①の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和7年度末日で41・46歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
	50歳以上の女性	1,400円 (※下記①③④の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和7年度末日で51・56・61歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
子宮頸がん	20歳以上の女性	1,600円 (※下記①③④の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和7年度末日で21・26・31・36・41歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
肝炎ウイルス	40歳以上	1,000円 (※下記①②の方は無料) 令和7年度末日で40・45歳の方で過去に草津市肝炎ウイルス検診を受けたことのない方に無料クーポン券を送付します。 ★上記対象以外で本検診を受けたことのない方は事前に健康増進課で手続きを行ってください。 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診は一生に1回です。

●高齢者の定期予防接種 (肺炎球菌感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹)

	種 類	対象者	接種料・実施の方法
高齢者の定期予防接種	肺炎球菌感染症	<ul style="list-style-type: none"> 接種日当日に65歳の方 接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方 	接種料はひとり1回限り2,600円 (※下記①の方は無料)。過去に一度でも接種された方は、助成の対象外となります。 65歳の誕生日の1日前から66歳の誕生日の1日前まで実施医療機関で接種することができます。
	インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> 接種日当日に65歳以上の方 接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方 	接種料は今年度1回限りインフルエンザ1,500円(10月～12月)、新型コロナウイルス(接種料は未定、10月～3月) 実施医療機関で接種することができます。(※下記①の方は無料。接種料が変更となる場合は9月に広報します。)
	带状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 令和7年度に限り100歳以上の方 60歳～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方 	接種料は ビケン=2,500円、1回接種で完了 シングリックス=1回につき6,500円、2回接種で完了 どちらか一方の種類のみ接種できます。(4月～3月) (※下記①の方は無料)

(受診料・接種料の免除について)

- ①市民税が非課税世帯または免除世帯、生活保護世帯の方で健康増進課に申請書を提出し (本人確認書類を持参、代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類も持参)、免除の決定通知を受けられた方 (受診前に免除の手続きが必要です。窓口・郵送ともに申請書を受け付けてから1週間程度で受診料・接種料の免除の可否にかかる通知書を発送します。日程に余裕をもって、申請手続きをしてください。)
- ②受診年度3月末日で65歳以上の方 ③受診年度3月末日で70歳以上の方
- ④65～69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で受診時にマイナ保険証、資格確認書等を提示した方